

沖縄県乳用牛育成普及推進事業実施要領

平成16年4月

沖縄県農林水産部

沖縄県乳用牛育成普及推進事業実施要領

第1 目 的

この事業は、県が農家で生産された優良乳用雌子牛について当該農家から委託を受けて育成し、かつ、計画的に交配を行うことにより、乳用牛の改良を図り、あわせて沖縄県家畜改良センターの牧場の高度利用及び優良乳用牛の普及推進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、沖縄県とする。ただし、知事は、当該事業を円滑に実施するため、事業の一部を酪農団体に委託することができる。

第3 実施地域

この事業は、次の各号にあげる地域に住所、若しくは主たる事務所のある酪農家、又は酪農関係団体の申し込みを受けて行うものとする。

1. 乳用牛の適正な飼育管理が期待され、乳用牛の能力等について記録することが可能であり、かつ、乳用牛の改良が見込まれる地域。
2. 県が委託を受けて育成した乳用牛を適正に管理できる地域。

第4 事業内容

1. 優良乳用雌子牛の委託育成事業

知事は、酪農家、又は酪農関係団体（以下「委託者」という。）から乳用牛改良に必要な優良乳用雌子牛の委託を受けて適正な飼養管理のもとでこれを育成するものとする。

2. 計画交配事業

知事は、1により委託を受けて育成した優良乳用牛について、計画的に優良種雄牛と交配を行わせるものとする。

3. 優良乳用牛の引渡事業

知事は、1及び2により育成し計画交配した優良乳用牛を委託者に引き渡しするものとする。この場合において当該委託者は、別に定める委託費を県に対し、知事が発行する納入通知書により遅滞なく納付しなければならない。

第5 優良乳用雌子牛の選定基準等

県が委託を受けて育成する乳用雌子牛（以下「委託牛」という。）の選定基準及び育成不良、又は事故が生じた場合の取扱いの基準は、別にこれを定めるものとする。

第6 事業の推進体制

1. 推進協議会の開催

(1) 知事は、この事業を円滑に推進するために、次に掲げる者の参加を求めて県乳用牛育成普及推進協議会（以下「県協議会」という。）を開催するものとする。

ア 酪農家の代表者

イ 酪農関係団体等の代表者

ウ 県の職員

エ その他学識経験を有する者

(2) 県協議会は、この事業の推進に関する次の事項について協議するものとする。

ア 公共育成牧場の高度活用に関すること。

イ 優良乳用雌子牛の選定に関すること。

ウ 計画交配に関すること。

エ 委託費の算定に関すること。

オ 乳用牛育成に関すること。

カ その他乳用牛の改良に関すること。

2. 関係団体等との協力

知事は、この事業の実施に当たっては、乳用牛関係団体等との密接な連携のもとにこの事業の効率的推進に努めるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。